

資格区分間の 共通・選択申請項目等の整理について

整理結果(申請項目)

(A)法令・業務内容の性質による差異がある項目

- ・ 免許制度、登録制度に係る情報であり、特定の資格区分でのみ必要(建設業許可番号や建設コンサルタント登録 等)
- ・ 建設工事では経営事項審査で確認しているため不要(売上実績や自己資本額 等)
- ・ 特定の資格区分の業務状況の確認にのみ必要(印刷設備の状況 等)

➡(A)全ての項目について差異を許容するか。

(a)(事業者特定情報)判定の際に生じた差異

- ・ 資格区分に関わらず必要性あり(入札・契約事務担当者 等)
- ・ 全ての地方公共団体で共通して求めるべき積極的理由がなく、システム上で合理化も想定できる(資本関係のある会社の法人番号、役員の兼任先の法人番号 等)

➡(a-2)申請項目として統一して設定するか。

※ (a-1)差異を許容すべきと考えられる項目は見られなかった。

(d)同じ項目が設定されているが、定義や考え方が異なる

- ・ 算出方法(営業年数の起算日に複数の基準が混在、障害者実雇用率を直接取るか雇用人数から算出するか 等)
- ・ 参照制度の定義(ISO9000シリーズとISO9001が混在)
- ・ (都道府県のみ)営業所登録可能数が1つか複数か

➡(d)定義や考え方を統一することに特段の支障が無いと考えられるため、取扱いを統一するか。

(b)(適正性審査・格付け情報)判定の際に生じた差異

- ・ 特定の資格区分でのみ格付け情報等としての必要性が高い、もしくは低い(営業所技術職員数 等)

➡(b-1)特定の資格区分で選択申請項目とする積極的理由があるため、差異を許容するか

- ・ 資格区分間で差異を設ける必要性が特にない(営業利益、納税金額、消費税課税/免税の別、入札参加資格停止の状況 等)

➡(b-2)独自申請項目とする積極的理由がないため、申請項目に統一するか。

- ・ 区分に応じた選択肢を選べばよい項目(主たる事業の種類の「物品の買受」)

➡(b-2)事務負担に影響しないため、統一して設定するか。

(c)個別の意見等を踏まえて決定されたことによる差異

いずれも個別意見を踏まえた項目であり、差異が生じていることにつき明らかな不合理も認められない(ISMS認証取得有無、プライバシーマーク取得有無、誓約事項 等)。

➡(c)全ての項目について差異を許容するか。

整理結果(申請項目)(続き)

(e)その他、取り扱いを統一すべきもの

政策的背景から優遇措置があり、その趣旨が特定の資格区分に限らない項目(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の届出状況 等)

➡(e)資格区分に関わらず統一的に扱うべきものであると考えられるため、取扱いを統一するか。

整理結果(必要書類)

(A)法令・業務内容の性質による差異がある項目

- ・ 免許制度、登録制度に係る情報であり、特定の資格区分でのみ必要(建設業許可申請に係る申請様式等の書類、経営事項審査に係る総合評定通知等の書類、物品・役務等の営業等の許可・認可・登録等の証明書等、測量・建設コンサルタントの登録(許可)証明書等 等)
- ・ 建設工事では経営事項審査で確認しているため不要(財務諸表 等)
- ・ 特定の資格区分の業務状況の確認にのみ必要(建設業労働災害防止協会の加入証明書、道路除排雪業務活動の状況が確認できる書類 等)

➡(A)全ての申請書類について差異を許容するか。

(b) (適正性審査・格付け情報)判定の際に生じた差異

- ・ 特定の区分でのみ格付け情報等としての必要性が高い、もしくは低い(納税証明書その1(法人税、地方税及び地方消費税)、技術職員の常勤性を確認できる書類、ISMS登録証、プライバシーマーク登録証 等)

➡(b-1)特定の資格区分で選択必要書類とする積極的理由があるため、差異を許容するか。

- ・ 資格区分間で差異を設ける必要性が特にならない(障害者雇用状況報告書、ユースエール認定の認定通知書、消防団協力事業所表示制度の登録証 等)

➡(b-2)独自必要書類とする積極的理由がないため、申請項目に統一するか。

(e)その他、取り扱いを統一すべきもの

- ・ 参照制度の定義(ISO9000シリーズとISO9001が混在)

➡(d)定義や考え方を統一することに特段の支障が無いと考えられるため、取扱いを統一するか。

(a)(事業者特定情報)判定の際に生じた差異、(c)個別の意見等を踏まえて決定されたことによる差異、(d)同じ項目が設定されているが、定義や考え方が異なる に該当する申請書類は見られなかった。

資格区分間の共通・選択申請項目等の比較整理に関する意見照会(概要)

- 物品・役務等、測量・建設コンサルタント等及び建設工事それぞれの申請項目若しくは必要書類について、各資格区分間で申請項目(必要書類)を整理することにより生じる項目等の変更の内容を全ての地方公共団体に対して送付し、当該整理により生じうる支障の有無等を照会。※

※「資格区分間の共通・選択申請項目等の比較整理に関する意見照会について(依頼)」(令和8年6月29日付け総行行第311号総務省自治行政局行政課長通知)

照会内容

I. 「申請項目」について

- ① 項目の変更等に対する支障の有無(支障ありの場合、理由等)
- ② 各資格区分における当該項目の採用状況 ※地方公共団体における採用状況が不明な項目

II. 「必要書類」について

- ① 必要書類の変更等に対する支障の有無(支障ありの場合、理由等)
- ② 各資格区分における当該書類の採用状況 ※地方公共団体における採用状況が不明な書類

➡「支障あり」とする意見について、対応を検討する。

※ 項目の変更等に関係のない箇所についても意見が提出されている場合があり、必要に応じて併せて検討を行っている。

資格区分間の共通・選択申請項目等の比較整理に関する意見照会結果

意見照会を踏まえた変更点(Ⅰ.申請項目)

- 意見照会結果を踏まえ、共通の申請項目については、以下のとおり対応・修正することが考えられるか(意見照会結果の全体は6～15ページを参照。修正後の申請項目一覧は別紙1参照。)

(項目の変更等による支障を踏まえた変更点)

対応の種類	対象項目 資格区分(元案)	対応内容	理由等
項目変更 (資格区分間で取扱いを統一)	・31 誓約事項 	物品・役務等においても、他の資格区分と同様に選択申請項目として設定する。 また、建設工事にのみ設けられている、社会保険加入有無を確認する誓約事項を削除する。	物品・役務等においても必要とする意見が多数であり、独自申請項目を減らす観点からは選択申請項目とすることが合理的であるため。 建設工事においては、建設業法の改正により、令和7年10月1日以降に建設業許可を保有する建設業者は社会保険加入を満たしていることが必須となるため。

資格区分間の共通・選択申請項目等の比較整理に関する意見照会結果

意見照会を踏まえた変更点(Ⅰ.申請項目)

(その他意見を踏まえた変更・対応等)

対応の種類	対象項目 資格区分(元素)	対応内容	理由等
項目変更 (特定の資格 区分にのみ ある項目)	・18 登録等を受けて いる事業 ・19 営業所情報・受任 者情報(うち「営業所 の登録を受けている 事業」) 物品・ 測量・ 建設 役務等 建コン等 工事	「不動産鑑定」「土地家屋調査」「登記手続」 を選択申請項目に追加する。	当該業種は共通の業種であり、登録有無を確認することが想定されるため。
その他	・31 誓約事項 物品・ 測量・ 建設 役務等 建コン等 工事	個々の誓約事項(地方自治法施行令第 167条の4第1項により入札に参加するこ とができない者でないこと、税を滞納して いない者である 等)を分けて選択申請項 目とする。	誓約が必要な項目は自治体ごとに最小限の数を選択で きるようにすることが合理的であるため。
	58 営業実績/契 約実績情報/工事 経歴 物品・ 測量・ 建設 役務等 建コン等 工事	測量・コンサルタント等におけるテクリス登 録の有無、登録番号について、建設工事 におけるコリンズ登録と同様に選択申請項目 とする。	コリンズと同様に情報連携を行うことを想定して検討を 行っているため。

資格区分間の共通・選択申請項目等の比較整理に関する意見照会結果

意見照会結果(Ⅰ.申請項目)

(差異を許容することとしていた項目)

(A)法令・業務内容の性質による差異

項目名	支障事由	対応方針
7 建設業許可番号 19 営業所情報・受任者情報	審査を受審した事業者は入力不要な点は、不合理で公平性に欠く。建設工事と他の資格区分で主たる営業所が異なる場合、事業者が混乱する恐れがある。経営事項審査の結果通知には、事業者が選択した業種のみが記載されており、主たる営業所分だけを抜き出すのは煩雑であり、非効率。	建設工事の場合に必要なため、建設工事のみ申請項目としている。経営事項審査の結果通知から主たる営業所分だけを抜き出して入力することが煩雑という点について、支障が生じるものとまでは言えず、BPRの観点からも独自申請項目ではなく選択申請項目とすることがよりよいと考えられる。
19 営業所情報・受任者情報(うち15営業所の常勤職員の人数)	建設工事でも技術職員数を求めているため項目が必要(4件)	建設工事では経営事項審査情報として確認が可能であるため、当初方針のとおりとする。
23 自己資本額	- 建設工事のみ項目を設けないことにより、後続システムの項目が煩雑になる (建設工事)登録業者の資本金額を申請項目から読み取り、庁内で活用しているため必要	建設工事では経営事項審査情報から確認可能であるため、後続システムへの項目連携を簡素化するために経営事項審査情報と重複して事業者に入力負担を負わせているということであれば、BPRの観点から自治体側で改善を要する。
26 営業経歴(うち1沿革)	建設工事においても、沿革の記載を求めている(4件)	建設工事においては、営業経歴は経営事項審査情報で確認することとしている。合併等の履歴を格付け等に使用する場合は、各自治体での必要性に応じて独自申請項目での対応を想定している。

資格区分間の共通・選択申請項目等の比較整理に関する意見照会結果

項目名	支障事由	対応方針	
28 常勤職員等の人数	建設工事の区分でも技術職員数等を審査時記入事項としている(4件)	×	建設工事では経営事項審査で確認可能な技術職員数等は項目に設定していない。
58 営業実績/契約実績情報/工事経歴	測量・コンサルタント等においてテクリス(TECRIS)登録の有無、登録番号について工事と取り扱いを同じとしてほしい	○	共通システムにおけるデータ連携の在り方に関するものであり、現段階ではコリンス・テクリスからの情報連携を行う方向で検討を進めている。
59 社会保険・労働保険加入状況(うち1 社会保険・労働保険の加入状況)	- 経営事項審査から審査項目として削除されたため、建設工事でも入札参加資格審査時に確認する運用が必要(10件) - 従業員の雇用状況について加点項目としており、その際に各種保険への加入状況を確認するため必要	×	健康保険、厚生年金保険、雇用保険の加入状況は、令和8年7月1日施行の制度改正により経営事項審査情報の審査項目から削除されている。建設業許可を受けていることにより健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入しているとみなすことが可能であり、建設工事においては、申請を求めることは事業者にとって事務負担となる。
	コンサル等においても労災保険について入力している	×	少数意見であり、独自申請項目による対応を想定している。

資格区分間の共通・選択申請項目等の比較整理に関する意見照会結果

(c)検討過程で個別の意見等を踏まえて共通/選択/独自が決定されたことによる差異

項目名	支障事由	対応方針	
19 営業所 情報・受任者 情報(うち22 営業所 ISO9001 の認定取得 (有無))	・「物品・役務等」「測量・建設コンサルタント等」においても確認、格付けに使用する場合があるため項目が必要(4件)	×	・ 少数意見であり、独自申請項目による対応を想定している。
31 誓約事 項	・ 物品・役務等でも同様の誓約項目が必要(32件)	○	・ 物品・役務等においても必要とする意見が多数であり、独自申請項目を減らす観点から、選択申請項目とする。
42 プライバ シーマーク取 得状況	・ 建設コンサルタント業務の発注において資格を求める場合があり、指名競争入札を行う際、資格の有無により業者選定の検討に必要	×	・ 少数意見であり、独自申請項目による対応を想定している。

資格区分間の共通・選択申請項目等の比較整理に関する意見照会結果

(取扱いを統一することとしていた項目)

(a-2) (事業者特定情報)設定率と「特に全ての地方公共団体が共通で申請を求める必要がある」か否かの判定の際に生じた差異

項目名	支障事由	対応方針	
60 資本関係	・ 法人番号の項目無しで統一することについて、法人番号を申請項目としないと、同名の法人の特定が困難、社名変更がなされた際に、事業者の特定が困難となる	×	・ 法人名称、所在地の双方を設定することで支障は回避可能。 ・ 法人番号をシステム上紐付けて合理化することも考えられる。
61 人的関係	・ 法人番号の項目無しで統一することについて、役員の兼任先の法人番号を申請項目としないと、同名の法人の特定が困難となる	×	・ 法人名称、所在地の双方を設定することで支障は回避可能。 ・ 法人番号をシステム上紐付けて合理化することも考えられる。

(b-2) (適正性審査・格付け情報)独自申請項目とすべき情報に該当するか否かの判定の際に生じた差異

項目名	支障事由	対応方針	
17 主たる事業の種類(うち4 物品の買受)	・ 物品の買受の選択肢は測量・建設コンサルタント等と建設工事では不要(7件)	×	・ 選択申請項目であるため、各自治体で採用するか否か選択できる。採用しても、測量・建設コンサルタント等及び建設工事では「役務の提供等>その他」や「その他>その他」を選択することで特段の支障は生じない。
38 入札参加資格の停止措置の状況	・ 当団体では、入札参加資格停止を受けている場合は、停止の終期がわかる書類を求めているが、それ以上の情報は不要であり、全資格区分で選択申請項目として統一すると事業者の入力事項を増やすことになる(2件)	×	・ 自治体の設定状況(資格区分により約10%~15%)を踏まえ、いずれの資格区分においても選択申請項目として設定する。

資格区分間の共通・選択申請項目等の比較整理に関する意見照会結果

(d)同じ項目が設定されているが、定義や考え方が異なるもの

項目名	支障事由	対応方針	
20 申請先 地方公共団 体ごとの登 録先	全資格区分で共通申請項目とされているが、物品等では、申請先地方公共団体ごとの登録先は必要な情報ではないため「共通」ではなく「選択」でいい	×	建設工事、建設コンサルと異なり複数登録の必要性は低い、本社と委任先営業所のいずれが業務を行うかの確認は必要であり、確認することによる支障も想定されない。
	都道府県は複数登録可能となっているところだが、都道府県だけでなく、市町村でも複数営業所の受付が必要な場合がある。(9件)	×	- 第2次報告書のとおり、都道府県の場合は、案件に応じて地域要件を設定することにより適切な事業者が発注を行うようにする等の対応が考えられるため、複数登録を可能としたが、市区町村の場合、地域要件を定める場合も市区町村の区域内に限定され则认为られ、複数営業所登録の必要性が低いことから、一つのみ登録可能としているもの。 - 営業所が実施可能な業種の観点でも、共通システムでは資格区分ごとに別の営業所を登録することも可能とする想定であるため、同一資格における複数営業所登録の必要性は低いと考えられる。

(e)その他、取り扱いを統一すべきもの

項目名	支障事由	対応方針	
26 営業経 歴(うち2 営 業年数)	- 確認の方法が不明瞭。また、組織再編、法人成りのケースが度外視されている - 物品、委託役務の営業種目は、許認可等を必要としないものが多くあり、事業の開始日は確認しようがない。建設コンサルの起算方法(事業の開始日)と統一するのではなく、登記簿記載の日から起算するとして統一したほうが、業者によって年数の算定がぶれることがないため公平ではない	×	登記簿記載の日は共通必要書類である登記事項証明書を用いて確認することが可能であり、本項目で入力を求めることは重複となる。建設コンサルの起算方法(事業の開始日)を統一して求めることで支障が生じるとは言えない。

資格区分間の共通・選択申請項目等の比較整理に関する意見照会結果

【参考】その他複数項目間に係る同一意見

支障事由		対応方針	
5、19、21、26	システム改修が必要となる	×	後続システムの改修は一定生じうるが、支障が生じるものとまで言えない
13、17、19、 22～26、28、 29、38、43	申請書参考資料の変更の必要あり	×	共通システムを活用する場合、自治体個別に既存の申請書による申請を行う必要がなくなることを想定。
40、42～45、 47～55、58、 61	現状は、案件により入札参加申出時期に参加要件としての書類を提出させ確認するので、不要としている。あれば良いかと思うが、チェック項目を増やされると、業務が多くなるため、あまり賛成できない	×	入札参加資格審査申請時点で入力を求める自治体が半数程度あることを踏まえ、選択申請項目に設定。
44～49、 51～53	建設コンサルや物品・役務等の項目となった場合、当情報を活用する予定がなく、申請者の負担となる	×	対応方針の通り、法の趣旨から、建設工事に限定すべき項目ではない。

【参考】その他項目の変更等に関わらない意見

項目名	支障事由	対応方針	
5 業者種別	(工事・測量)当団体では、建設工事の資格審査に経常建設共同企業体の種別が存在する	×	経常JVについては、自治体によって、構成員の要件や地域要件の設定方法が異なっており、資格申請を受け付けていない団体もあることから、共通の入札参加資格申請の中で受付することは難しい。
	当団体の組織区分の分類と異なる(2件)	×	いずれも既存の区分で対応可能であり、法人種別を特定する場合は登記事項証明書を用いれば足りると思われる。
	官公需適格組合を分けて扱うことにより、申請者の業務が煩雑になり業務負担増が想定されるため、簡素化対応のほうが望ましい	×	官公需適格組合の項目を採用している団体が約48%存在しており、かつ採用していない団体でも支障が生じるとまでは言えない。
7 建設業許可番号	許可年月日の入力が必要	×	建設業許可通知書で確認可能。
	入札時に確認が必要(2件)	×	建設工事以外の資格区分で確認することがあるということであれば、独自申請項目として設定することで支障を回避することが可能。

資格区分間の共通・選択申請項目等の比較整理に関する意見照会結果

項目名	支障事由	対応方針	
13 組合構成員情報	同一の資格区分でも、格付けを定めている以外の業種では、組合が申請した場合の組合員情報は不要である。	○	(システム機能で意見を考慮) ・ 選択・独自申請項目については、業種や営業品目ごとに格付けの必要性等が異なることから、業種や営業品目ごとに異なる選択・独自申請項目を設定できる方向で検討する。
15 入札・契約事務担当者	(測量コンサル等及び建設工事)事務担当者が本店以外の営業所が委任して実施する場合、営業所の所在地の登録が必要があるため、項目が必要。(19項目の営業所と同住所)	×	委任先営業所の住所は別の共通申請項目が設定されている。本店以外の営業所の従業員が事務担当者として登録された場合、部署名で判別できると思われる。
17 主たる事業の種類(うち4 物品の買受)	選択肢となっている業種が簡略化されすぎていて実務に支障が出る(3件)	×	少数意見であり、業種を追加する場合は独自申請項目として設定することで支障は回避可能。
18 登録等を受けている事業	不動産鑑定事業者、土地家屋調査士、司法書士、計量証明事業者についても項目を設ける	○	意見の通り対応(共通の業種として設定されている不動産鑑定・土地家屋調査・登記手続に限る)
19 営業所情報・受任者情報(うち3 営業所に対する入札・契約等に関する権限の委任の有無)	現状では書面で委任状を徴しているため、共通申請項目ではなく選択申請項目として位置づけていただきたい	×	委任状も共通必要書類としているが、自治体の設定状況を踏まえて本項目も設定している。
	当町のシステム上、委任内容の詳細については登録ができない	×	いずれのシステムを指しているのか不明だが、不要な情報であれば使用しなければ支障は生じない。
	建設工事の委任状では、委任先により許可業種が異なるので、委任する許可業種の選定(記載)が必要。	×	委任内容を詳細化する必要がある場合、独自申請項目もしくは共通必要書類の委任状による対応を想定。
19 営業所情報・受任者情報(うち15 営業所の常勤職員の人数)	正社員数、契約社員数、パート・アルバイト数、派遣社員数の項目を設定しており、非常勤も含む職員数の把握が必要	×	少数意見であり、独自申請項目として設定することで支障は回避可能。

資格区分間の共通・選択申請項目等の比較整理に関する意見照会結果

項目名	支障事由	対応方針	
19 営業所情報・受任者情報(うち17 営業所の登録を受けている事業)	- 不動産鑑定業登録の追加(2件) - この他に、建築設備士、土地家屋調査、不動産鑑定士、計量証明の登録についても確認を要している	○	「不動産鑑定」「土地家屋調査」「登記手続」は共通の業種であり、登録有無を確認することが想定されるため、項目に追加する。
	測量・建設コンサルタント等入札参加資格で森林整備・維持管理の登録も行っている。現状の5項目ではこれらの業種に対応できないことから、業種を追加するか、「その他」の項目の追加が必要	×	共通の業種に係る意見であり、今回の意見照会の射程ではない。なお、共通の業種に設定されていない自治体独自の業種が必要となる場合、独自の手続きによる対応を想定。
20 申請先地方公共団体ごとの登録先	複数の営業所を登録することで、同一の入札に複数の営業所から応札される恐れがあり、事務が煩雑になる(4件)	×	複数営業所を登録させるかは各団体が選択できるため、事務の煩雑さや重複入札の回避を図るために営業所登録は一つとする判断も可能。
21 希望する営業品目・業種	営業品目、業種の希望順位を選択できる数について、5位まででは不足(13件)	×	希望順位を設定できるようにしている地方公共団体での設定状況を踏まえ、最多だった5位までとしている。6位以降の希望順位設定は独自申請項目とすることを想定。
21 希望する営業品目・業種	営業品目の希望順位について、大分類ごとに5位までの選択とすると、同じ大分類で同じ順位を付ける業者が多数生じるおそれがある	×	共通システム機能で制御することを想定。
	地元業者保護育成のため、業種の縛りを緩和している(市外業者に制限がある)(3件)	×	地域内事業者優先の条件は、必ずしも本項目でなければ支障が生じるものとは言えず、地域要件を設定する等の対応が考えられる。
22 売上実績等	(測量・コンサル等)直前決算前36月(3か年)の実績で確認しているため、2か年であると確認範囲に不足が生じる。	×	共通化に伴い個別自治体で一定のルール変更は生じる。3か年分でないと言支障が生じる場合、独自申請項目で対応を想定。
	地域によっては決算期間の空白等が発生し、より多くの売り上げを記録した決算期間を採用されなかったり、逆に恩恵を受ける業者がでるなど、不平等になる懸念	×	現状、自治体によって直近2カ年または3カ年いずれにより確認を行うか異なることによる課題を指摘しているものと推測されるが、共通化のタイミングで直近の一定期間の決算を確認することが平等な取扱いと考えられる。
23 自己資本額	物品・役務等で申請事業者の資本情報をもとに格付を行っており、『固定資産合計』の項目が必要	×	独自申請項目を設定するか、必要書類で貸借対照表(選択必要書類)を選択すれば足りる。
24 経営状況(直前決算時)	固定資産と総資本額を業者の評価点の算出根拠としており追加したい	×	- 固定資産については、独自申請項目を設定するか、必要書類で貸借対照表(選択必要書類)を選択すれば足りる。 - 総資本額については、「自己資本額」の項目を選択すれば足りる。

資格区分間の共通・選択申請項目等の比較整理に関する意見照会結果

項目名	支障事由	対応方針	
25 営業利益	資格区分によって、独自の経営指標(経営事項審査の審査項目でもないもの)を設定しており、項目が必要(例:利払前税引前償却前利益、営業利益+減価償却実施額)	×	経営状況の正確な判断のために利益・売上を自治体毎に精緻化しているものと思われるが、当該項目を設けないことで生じる支障が不明であり、支障があるとしても独自申請項目を設定すれば回避可能。
26 営業経歴 (うち1 沿革)	(測量・コンサル等、建設工事)西暦でもデータ上確認できるように依頼。和暦の場合、年号改正の際に即時反映対応できるよう希望	○	(システム機能で意見を考慮) - データ上は西暦で管理し、システム上和暦も併記する想定とする。新年号の切替タイミングについては、新年号の開始日から利用できるようにすることを想定している。
27 経営事項 審査情報	経営事項審査以降に技術職員に変更があった場合、補正する技術職員数および技術職員の資格者証等の写しの提出を要している	×	独自申請項目での対応を想定している。
	- 完成工事高(平均)について、「2年、3年」を選択できる場合は、平等な審査ができないので、懸念がある。 - 経営状況(評点Y)を使用する場合、「連結決算」と「個別決算」があるので、比較できないのでは。	×	- いずれも経営事項審査の制度上決定されるものであり、申請項目の修正により対応できるものではない。 - 経営事項審査の枠組みを超えた経営状況の確認は、独自申請項目での対応を想定している。
28 常勤職員 等の人数	市内業者であるか否かを判定するために、「市内在住者」が内数の選択肢として必要	×	「市内在住者」について、法人の所在地を確認するか、独自申請項目とすることで代替可能と考えられる。
30 官公需適 格組合(明細)	(物品・役務等)申請事業者の資本情報をもとに格付を行っており、『固定資産合計』の項目が必要	×	独自申請項目を設定するか、必要書類で構成組合員の財務諸表(選択必要書類)を選択すれば足りる。
31 誓約事項	建設工事において、建設業許可を有しない事業者に対する認定を行っていることから、誓約事項に掲げる個々の事項について、個別に選択して誓約できる仕組みでないと支障が生じる	○	誓約が必要な最小限の項目を自治体ごとに選択することが合理的であると考えられる。
31 誓約事項	当団体では独自の誓約書があり、誓約項目を細分化する必要がある。	×	独自申請項目での対応を想定している。
40 ISO関係 認証取得状況	総合評価落札方式において技術者の能力を客観的に評価する指標として、「継続教育(CPD)証明書」の提出を求めており、様式の統一がされてもこの証明書の提出を求めることは必須である	×	独自申請項目での対応を想定している。

資格区分間の共通・選択申請項目等の比較整理に関する意見照会結果

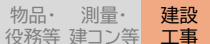
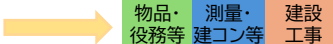
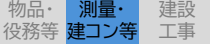
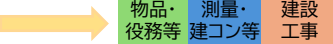
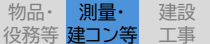
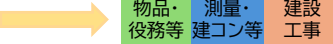
項目名	支障事由	対応方針	
58 営業実績/ 契約実績情報/ 工事経歴	（測量コンサル等、建設工事）当団体では直前36月（3か年）の実績で確認しているが、直近2か年の実績としているため、確認範囲に不足が生じる	×	3か年分でないと生じる支障が不明。共通化に伴い個別自治体で一定のルール変更は生じる。
	契約の相手方が官公庁でない契約についても記入可能とするかどうかは各団体が選択できるようにしてほしい	×	官公庁の実績を入力できることによる支障が不明であり、情報を絞る必要がある場合、帳票のソートといった自治体側での対応が想定される。
59 社会保険・ 労働保険加入 状況 （2 社会保険・ 労働保険に適 用除外となっ ている理由）	建設工事入札参加資格資格申請時に法定外労災の加入を義務付けているため、当該確認項目が必要	×	法定外労災の加入状況は改正後も経営事項審査情報で確認可能である。
63 印刷設備 の状況	自社で印刷設備を保有し、自社で印刷業務を履行していることの確認が必要なため（物品の製造契約に関して一括下請を禁止しているため）	×	「業務提携先会社名・所在地・工場又は作業所所在地」、「提携先の設備保持状況」が項目としてあることによる支障と思われるが、選択申請項目であるため、選択しないことが可能である。
	（物品・役務等）101印刷を申請する場合にオフセット印刷機の保有状況を入力させている - オフセット印刷機を保有していない場合は営業種目「印刷」の取扱品目01「オフセット（一般）」及び02「オフセット（新聞・タブロイド）」は申請できない	×	独自申請項目で対応を想定している。

資格区分間の共通・選択申請項目等の比較整理に関する意見照会結果

意見照会を踏まえた変更点(Ⅱ.必要書類)

- 意見照会結果を踏まえ、必要書類については、以下のとおり対応・修正することが考えられるか(意見照会結果の概要は18～21ページを参照。修正後の必要書類一覧は別紙2参照。)

(必要書類の変更等による支障を踏まえた変更点)

対応の種類	対象書類 資格区分(元案)	対応内容	理由等
項目変更 (資格区分 間で取扱いを統一)	・2 納税証明書その1(法人税、地方税及び地方消費税) ※項目16も同様 	物品・役務等、測量・建設コンサル等においても選択必要書類として設定する。 	必要とする意見があり、確認した結果、自治体における設定状況が相当であるため(物品・役務等(45.0%)、建設コンサル(48.1%))。
	・42 技術者名簿 	物品・役務等、建設工事においても選択必要書類として設定する。 	必要とする意見があり、確認した結果、自治体における設定状況が相当であるため(物品・役務等(19.3%)、建設工事(47.4%))。 ※建設工事では経営事項審査の技術者名簿から外れる者の確認を行うことも想定。
	・44 技術者等経歴書 	物品・役務等、建設工事においても選択必要書類として設定する。 	必要とする意見があり、確認した結果、自治体における設定状況が相当であるため(物品・役務等(11.7%)、建設工事(22.0%))。

資格区分間の共通・選択申請項目等の比較整理に関する意見照会結果

意見照会を踏まえた変更点(Ⅱ.必要書類)

(その他意見を踏まえた変更点)

対応の種類	対象書類 資格区分(元案)	対応内容	理由等
その他	35 登録(許可)証明書等(うち計量証明事業者であることを証する書面) 物品・測量・建設 役務等 建コン等 工事	環境計量証明事業者は共通システムでは物品・役務等の営業品目になっているため、測量・建設コンサルタント等には不要な書類である。	令和7年度の検討において、環境計量証明サービスは物品・役務等の営業品目と整理済みであったため、測量・建設コンサルタント等の必要書類から削除する。
	・45 技術職員の常勤性を確認できる書類 物品・測量・建設 役務等 建コン等 工事	「健康保険証の写し」は「健康保険に加入していることが分かる書類(事業所名記載のものに限る)」または「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し(直近受付済みのもの)」とする。 「国民健康保険証の写し」は「国民健康保険に加入していることが分かる書類」とする。	マイナ保険証導入に伴い従来の保険証が廃止されたため。マイナポータルの画面や各保険者が発行する資格確認書の利用も想定されるが、今後の活用実態を踏まえ検討する。

資格区分間の共通・選択申請項目等の比較整理に関する意見照会結果

意見照会結果(必要書類)

(差異を許容することとしていた項目)

(A)法令・業務内容の性質による差異

書類名	支障事由	対応方針	
8、21 前々年度決算に係る財務諸表(貸借対照表・損益計算書)	建設工事においても必要書類としている(2件)	×	建設工事では、経営事項審査で基本的な経営指標を確認可能であるため。
9、22 登録等を受けている事業	建設工事においても必要書類としている(12件)	×	
35 登録(許可)証明書等 計量証明事業者であることを証する書面	環境計量証明事業者は共通システムでは物品・役務等の営業品目になっているため、測量・建設コンサルタント等には不要な書類である。	○	令和7年度の検討において、環境計量証明サービスは物品・役務等の営業品目と整理されたため、測量・建設コンサルタント等の必要書類から削除する。なお、物品・役務等においては、「34 営業等の許可・認可・登録等の証明書等」で当該書面を提出する整理となる。
37 営業所一覧表	営業所の所在地の確認のため、物品・役務等、測量・建設コンサルタント等においても必要書類としている(8件)	×	申請項目「19 営業所情報・受任者情報」により営業所の所在地が確認できるため、支障の回避が可能である。
41 実績調書	建設工事においても提出を求めている(2件)	×	「40 工事経歴書」により支障の回避が可能である。

資格区分間の共通・選択申請項目等の比較整理に関する意見照会結果

書類名	支障事由	対応方針	
42 技術者名簿	物品・役務等においても必要書類としている(4件)	○	- 物品・役務等の設定状況を踏まえ、選択必要書類に設定する。 - 設定状況は19.3%
	建設工事においても、経営事項審査の技術職員名簿に掲載されていない技術職員について確認するため、必要書類としている(25件)	○	- 建設工事において経営事項審査の技術職員名簿に記載されていない者の把握等、別途名簿を求める事情があり、約半数の自治体で設定されているため、選択必要書類に設定する。 - 設定状況は47.4%
44 技術者等経歴書	測量・建設コンサルタント等以外の資格区分においても必要書類としている(9件)	○	- 設定状況を踏まえ、測量・建設コンサルタント等以外の資格区分にも選択必要書類に設定する。 - 設定状況は物品・役務等:11.7%、建設工事:22%

(b-1) (適正性審査・格付け情報)独自申請項目とすべき情報に該当するか否かの判定の際に生じた差異

書類名	支障事由	対応方針	
2、16 納税証明書その1(法人税、地方税及び地方消費税)	物品・役務等、測量・建設コンサルタント等においても必要書類として設定してほしい(25件)	○	- 設定状況を踏まえ、建設工事以外の資格区分にも選択申請項目として設定する。 - 設定状況は、申請者が法人の場合は、物品・役務等:45%、測量・建設コンサルタント等:48.1%、申請者が個人の場合は、物品・役務等:37.2%、測量・建設コンサルタント等:41.3%
11 直前年度決算に係る財務諸表(株主資本等変動計算書)	建設工事においても必要書類としている(3件)	×	建設工事では、経営事項審査で基本的な経営指標を確認可能であるため。

資格区分間の共通・選択申請項目等の比較整理に関する意見照会結果

書類名	支障事由	対応方針	
45 技術職員の常勤性を確認できる書類	「健康保険証の写し」は健康保険証が発行されなくなったことから不適當ではないか(3件)	○	「健康保険証の写し」は暫定的に「健康保険に加入していることが分かる書類(事業所名記載のものに限る)または健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し(直近受付済みのもの)」とする。 「国民健康保険証の写し」は暫定的に「国民健康保険に加入していることが分かる書類」とする。 - 各保険者から発行される資格確認書またはマイナポータルの画面が想定されるが、改めて実態を確認のうえ、検討する。
52 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)登録証	物品・役務等以外の資格区分において登録証の提出を求めている(2件)	×	- 測量・建設コンサルタント等、建設工事における設定状況を踏まえ、独自申請書類での対応を想定。 「ISMS登録証」の設定状況は、測量・建設コンサルタント等:4.3%、建設工事:4.2% 「プライバシーマーク登録証」の設定状況は、測量・建設コンサルタント等:4.5%、建設工事:4.2%
54 プライバシーマーク登録証			

(取扱いを統一することとしていた書類)

(b-2) (適正性審査・格付け情報)独自申請項目とすべき情報に該当するか否かの判定の際に生じた差異

書類名	支障事由	対応方針	
57、58、60～64 ユースエール認定等	建設工事以外の資格区分において提出を求めている(4件)	×	法律、制度の趣旨から現在選択必要書類として設定している資格区分に限定すべき必要書類ではない。

資格区分間の共通・選択申請項目等の比較整理に関する意見照会結果

【参考】その他複数項書類間に係る同一意見

書類名	支障事由	対応方針	
7、8、21、24、 29、30、35、38、 40、44～70	規程の改正が必要になる。	×	自治体側の規定整備は一定生じうるが、支障が生じるものとまで言えない。
1、7、16、30、 36、44、45、48、 50、51～53、54、 56～65、69、70	現在、必要書類として設定されている資格区分において必要書類として提出を求めている。	×	- 入札参加資格審査時点で提出を求める団体が一定数あることを踏まえ、選択申請項目に設定している。 - 選択申請項目のため、支障は生じていない。
—	特定の書類について、必要書類として追加してほしい。	×	独自必要書類での対応を想定している。

【参考】その他項目の変更等に関わらない意見

書類名	支障事由	対応方針	
36 委任営業所の 所在証明書	いずれかの書類では無く、特定の書類(課税証明の分割に関する明細書、公共料金の領収書)を必須としている。(2件)	×	独自必要書類として対応することを想定している。
47～49 測量法に基づく書 類、現況報告書	2期分の書類を提出となっているが、1期分にしたい	×	共通の資格の有効期間を2年としていることを踏まえ、2期分の提出を基本とする。
56 身体障害者手 帳、療育手帳、精神 障害者保健福祉手 帳の写し及び常勤 性を確認できる書 類	個人事業主で従業員がいない場合や家族経営の場合に当該書類を提出できない可能性がある	×	システム上で制御することを考えている(添付がなくとも強制エラーとしない、備考を入力可能とする等)。